

芦屋市火葬場
指定管理者基本協定書

芦 屋 市

芦屋市火葬場指定管理者基本協定書

芦屋市（以下「甲」という。）は、芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成16年芦屋市条例第25号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により芦屋市火葬場（以下「聖苑」という。）の管理運営を行わせるため、市長が指定した太陽築炉工業株式会社（以下「乙」という。）と次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、聖苑の管理運営を行うために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（指定期間）

第2条 指定期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（管理の基準及び業務の範囲）

第3条 乙は、基本協定に基づき各事業年度における事項について定めた年度協定（以下「年度協定」という。）、条例及び同条例施行規則、芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年芦屋市条例第22号。以下「手続条例」という。）並びに関係法令等のほか、芦屋市火葬場の指定管理者募集要項、芦屋市火葬場指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）及び乙が甲に提出した芦屋市火葬場指定管理者事業計画書（以下「計画書」という。）に従い管理運営を行わなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに基本協定の定めるところに従い、信義を重んじ誠実に管理運営業務（以下「業務」という。）を履行し、聖苑が円滑かつ適正に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（設備等の使用）

第5条 甲は、聖苑の管理運営を遂行するため、必要な設備等を乙に無償で使用させるものとし、乙は、甲の指示に基づき設備等を適正に維持管理するも

のとする。

2 乙は、前項の規定により使用する設備等を目的外に使用してはならない。

(統括責任者の配置)

第6条 乙は、聖苑の業務を円滑かつ適正に実施するため、関係法令等の定めるところに従い、管理に関する統括責任者を配置し、甲に報告しなければならない。

(原形変更の承認)

第7条 乙は、聖苑の施設の原形を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(業務時間及び休業日の変更)

第8条 乙は、条例第3条第3項の規定により業務時間を変更し、又は臨時に休業する場合は、業務時間を変更し、又は臨時に休業を行う日の8日前までに理由を付して甲に申し出て、承認を得なければならない。ただし、これによりがたい場合は、この限りではない。

(使用の許可)

第9条 乙は、条例第4条の規定に基づき、聖苑を使用しようとするものに対し、使用の許可を与えるものとする。

(使用の制限)

第10条 乙は、条例第5条第1項各号の規定に基づき、聖苑の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができるものとする。

(事業計画書)

第11条 甲又は乙は、業務に関する法令及び条例の改正その他の理由により、計画書を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(指定管理料)

第12条 甲は、指定期間内における乙の業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）を補填するものとし、年度協定において各年度の指定管理料を定めるものとする。ただし、指定期間の指定管理料の合計額は、甲が設定した債務負担行為の額を上限とする。

(目的外使用等)

第13条 乙は、聖苑の運営上必要な物品等を販売するときは、あらかじめ甲に申請を行い、甲の許可を受けなければならないものとする。

2 乙は、前項の許可を受けたときは、甲が指定する使用料を甲に支払うものとする。

(事故報告書)

第14条 乙は、業務を実施するに当たり、事故等が発生した場合には、関係機関との連携を図り、利用者の安全を確保するなど適切で速やかな措置を講じるとともに、その状況を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、聖苑の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、その状況を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(事業報告書の提出及び監督)

第15条 乙は、条例第8条の規定により、毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

ただし、年度の途中において指定管理者の指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況及び使用状況

(2) 使用料の収入の実績

(3) 管理運営経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

2 乙は、前項で定める事業報告書のほか、業務の遂行に当たり必要がある場合は、甲に対し必要な事項を随時報告するものとし、甲は、乙の業務に対し定期又は必要に応じて報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

(備品等の管理)

第16条 乙は、聖苑に備える備品等を適切に管理しなければならない。

2 乙は、聖苑の管理に当たって、乙の所有する備品等を持ち込み、又は購入した場合は、持込備品管理簿に掲載するものとする。

3 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しにより聖苑の管理を終了したときは、持ち込んだ備品等を直ちに自己の負担において撤去するものとする。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(指定の取消し等)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 基本協定、年度協定、条例、同条例施行規則、手続条例又は関係法令の条項に違反したとき。

(2) 仕様書及び計画書に従い聖苑の業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、甲の指示に従わないとき。

(4) 甲が求める水準を著しく下回ったとき。

(5) 著しく社会的信用を失う等により指定管理者として相応しくないと認められるとき。

(現状回復義務)

第18条 乙は、指定期間が満了したとき、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、当該施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(引継ぎ)

第19条 乙は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、新たに指定された指定管理者への引継ぎを文書により誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、新たな指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

(損害賠償義務)

第20条 乙は、業務の遂行に当たり、乙の責に帰すべき事由により聖苑の使用者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、甲が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について、聖苑の使用者又は第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

3 乙が、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由、不可抗力その他特別の事由がある場合は、その全部又は一部を免責することができるものとする。

4 第17条の指定の取消しにより発生した乙の損害について、甲は賠償しないものとする。また、取消しにより発生した甲の損害について、甲は乙に賠償を請求することができるものとする。

(個人情報保護等)

第21条 乙は、基本協定の履行に当たって、芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）、関係法令等のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、従事者に対して、定期的に個人情報保護に関する研修等を行わなければならない。

(情報公開)

第22条 乙は、業務の遂行に当たり、情報の公開に努めるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第23条 乙は、基本協定及び年度協定によって生ずる権利又は義務を第三者

に譲渡し、転貸し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。
ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第24条 乙は、基本協定及び年度協定に定める業務を第三者に請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(管轄裁判所)

第25条 基本協定に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第26条 基本協定に関して、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(当該事業年度における協定)

第27条 基本協定の発効により、各事業年度における事項については、別に年度協定を締結する。

基本協定の成立を証明するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 4月 1日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 山 中 健

乙 福岡市博多区東公園6番21号
太陽築炉工業株式会社
代表取締役社長 江 口 正 司

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、管理運営業務に係る個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務遂行上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間終了後も、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、管理運営業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4 乙は、管理運営業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 乙は、管理運営業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、管理運営業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止に努めるものとする。乙自らが当該業務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第7 乙が管理運営業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間満了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第8 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第9 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。